

昭和三十七年四月三日(火曜日)

午後四時開議

出席委員

委員長 早稲田和右衛門君

理事 内田 常雄君 理事 岡本 幸八君

理事 白濱 仁吉君 理事 中村 正吾君

理事 長谷川 四郎君 理事 板川 忠久君

理事 田中 武夫君 理事 松平 三郎君

理事 浦野 幸男君 理事 遠藤 俊樹君

理事 小沢 辰男君 理事 齋藤 憲三君

理事 神田 博君 理事 中垣 國男君

理事 始関 伊平君 理事 林 博君

理事 中川 俊思君 理事 加藤 清二君

理事 村上 勇君 理事 中嶋 英夫君

理事 岡田 利春君 理事 伊藤 卯四郎君

理事 中村 重光君 理事 佐藤 榮作君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

通商産業事務官 塚本 敏夫君

(大臣官房長) 今井 善衛君

(通商産業事務官) 佐橋 滋君

(通商局長) 中井 弘君

(通商産業事務官) 大堀 弘君

(企業局長) 委員外の出席者

中小企業庁長官 大堀 弘君

委員外の出席者 専 門 員 越田 清七君

四月三日

委員北山愛郎君辭任につき、その補

欠として加藤清二君が議長の名で

委員に選任された。

三月二十九日

工業用水法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四〇号)(予)

同月三十日

輸出保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一八号)(参議院送

付)

家庭用品品質表示法案(内閣提出第

一一九号)(参議院送付)

同月三十一日

中小企業団体の組織に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出

(第一一〇号)(参議院送付)

工業用水法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四〇号)(参議院送

付)

四月二日

海外経済協力基金法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一四七号)

(予)

同

公共料金及び諸物価引下げに関する

請願外二十四件(石橋政嗣君紹介)

(第三二六号)

同外二件(森本靖君紹介)(第三二六

二号)

同外四十二件(猪俣浩三君紹介)(第三

三三二一五号)

同外三件(石橋政嗣君紹介)(第三三

五二二五号)

同外十七件(井伊誠一君紹介)(第三

三八九号)

同(片島港君紹介)(第三四四七号)

同外一件(河野密君紹介)(第三五〇

五五号)

同外一件(島上善五郎君紹介)(第三

五〇六号)

同外七件(板川正吾君紹介)(第三五

三六号)

同(片島港君紹介)(第三五三七号)

同(井手以誠君紹介)(第三六三〇

号)

同(石川次夫君紹介)(第三六三一

号)

同外一件(石村英雄君紹介)(第三六

三三二五号)

同外十一件(板川正吾君紹介)(第三

六三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三

同(森島守人君紹介)(第三六四七

号)

同(野口忠夫君紹介)(第三六四八

号)

同外一件(長谷川保君紹介)(第三六

四九号)

同(日野吉夫君紹介)(第三六五〇

号)

同(堀島雄君紹介)(第三六五一号)

同(松井政吉君紹介)(第三六五二

号)

同(松井誠君紹介)(第三六五三

号)

同外三件(松平忠久君紹介)(第三六

五四号)

同外九十件(松原喜之次君紹介)(第

三六五五号)

同(武藤山治君紹介)(第三六五六

号)

同(村山喜一君紹介)(第三六五七

号)

同外一件(檜崎弥之助君紹介)(第三

六五八号)

中小企業基本法制定促進に関する請

願(田中榮一君紹介)(第三二六三

号)

同(池田清志君紹介)(第三三一六

号)

同(井村重雄君紹介)(第三三三八

号)

同外二件(坂田英一君紹介)(第三三

四九号)

同(宇野宗佑君紹介)(第三三九〇

号)

同(江崎真澄君紹介)(第三三四四六

号)

同(竹山祐太郎君紹介)(第三四七四

号)

同(天野公義君紹介)(第三五二七

号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第三五二八

号)

同(大野市郎君紹介)(第三五二九

号)

同(稚名悦三郎君紹介)(第三五三〇

号)

同(田中正巳君紹介)(第三五三一

号)

同(濱地文平君紹介)(第三五三二

号)

同(坂田道太君紹介)(第三六一四

号)

同(中村幸八君紹介)(第三六一五

号)

発明、発見等奨励のバッジ交付に関

する請願(大野市郎君紹介)(第三三

一〇号)

商店街振興法制定に関する請願外一

件(岸本義廣君紹介)(第三三一七

号)

同(田中榮一君紹介)(第三三三三

号)

同(田中彰治君紹介)(第三三三九

号)

同(富田健治君紹介)(第三三三九

二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二

業の改善発達をはかる事業を行なう。産業組合的組織に改めることに伴う改正でございます。

第二は、商工組合の事業内容を拡充して経営の合理化を遂行するための調整事業を新たに加えたことであります。

これは、中小企業の経営の合理化をはかるためには、商工組合が単に不況克服のための調整事業を行なうのみならず、むしろ積極的に経営の合理化のための調整事業を行ない、その事業の改善をはかる必要があるという趣旨に基づくものであります。

なお、この調整事業のうち、生産物の規格にかかわるものにつきましては、国民経済上必要がある場合には、事業活動規制命令を発動し得ることとしております。

第三は、事業活動規制命令違反者に対する制裁を強化したことであります。

これは、従来、事業活動規制命令の違反者に対しては、単に罰金を課するのみでありましたが、中小企業全般の経済的地位の向上のために、事業活動規制命令の実効を確保する必要があるもので、主務大臣による事業停止の措置を加えることとしたものであります。

以上のほか、教育情報事業の拡充、商工組合の地域の明確化、輸出貨物にかかわる調整事業の特例等につきまして、中小企業の改善発達に必要な措置を規定しております。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国経済の高度成長を安定的に維持してゆく上には輸出貿易の果たす役割が非常に重要であることは申すまでもないところでありますが、他方、貿易自由化の進展等により国際間の輸出競争はいよいよ激化の一途をたどっている現状であります。輸出貿易の一その振興が特に緊要であると存する次第であります。この意味におきまして、輸出振興策の一環としての輸出保険制度の持つ意義は今後一そう高まるものと予想されるのであります。

わが国の輸出保険制度は、現在海外諸国の制度に比しては遜色のないものにまで発展しておりますが、遺憾ながら輸出契約が成立してから貨物の船積みまでには契約の相手方が破産してしまつた場合等、いわゆる船積み前の信用危険を担保するまでには至っておりなかつたのであります。従ひまして、この船積み前の信用危険を担保し、輸出環境の改善をはかることにより、輸出の振興に資することを目的としてこの法律案を提案した次第であります。

次に、改正案の概要を説明いたします。改正点は、普通輸出保険の担保危険の範囲を拡大し、次の二つの事由によつて輸出ができなくなつたためにこゝろに損失をも填補することとしたこととあります。

その一は、輸出契約の相手方が外国の政府、地方公共団体、公社、公団等の公的機関である場合におきまして、相手方が、たとえば予算不足等を理由として、契約を一方的に破棄したと、あるいは、たとえば当初の契約内容の変更を申し入れ、かつこれに伴う

費用を輸出者に負担させるような不利益な条件を提示して譲らないといったように、相手方が明らかに不当であると認められる事情によつて輸出者が輸出契約を解除したこととあります。

いま一つは、輸出契約の相手方が破産したことであります。広義の信用危険としましては、相手方の一般的な債務不履行も含まれるわけでありまして、これらの危険まで担保いたしますために、海外の輸入業者の信用調査の完備が前提となるのであります。わが国においても鋭意充実に努めてはおりますが、いまだ十分とは申せない現状でありますので、さしあたり破産に限定して担保することとしたものであります。

この改正によりまして、輸出者が従来よりもより強い立場で輸出を行なうことができ、ひいては輸出の増大に資することが期待されまことに、限られた範囲ではあります。船積み前の信用危険担保という新しい分野に踏み出した点に大きな意義があるのであります。将来はさらに一そうの充実をはかつていきたいと存じております。

以上が、この法律の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませようお願い申し上げます。

家庭用品品質表示法案につきましても、その提案理由を御説明申し上げます。

今日、いわゆる技術革新を背景にいたしまして、新しい商品が次々と市場に現れており、このために一般消費者が商品選択に際して的確な判断を下すことが困難となりつつあることは、御承知の通りであります。

かかる事態の改善をはかり、一般消費者の利益を保護いたしますためには、商品にその品質を適正に表示せしめることが必要不可欠と存じます。すでに繊維製品につきましては、このような見地から、昭和三十年に繊維製品品質表示法が制定されておりますが、最近の情勢にかんがみまして、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品のような家庭用品につきましても、同様な措置を講ずる必要があり、さらに繊維製品品質表示法につきましても、その運用にあつて得ました経験に照らしますと、なお改善すべき点があるものと存じますので、その不備を補い、かつ、現状に即した規制を加えることとして、同法を廃止し、新たにこの法律を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の主要点につきまして、御説明申し上げます。

第一は、正しく、かつ、懇切な表示を確保いたしたために、家庭用品につきましても、品質等の表示の標準を定めることとあります。この表示の標準では、成分、性能、用途、貯法その他品質に關するいかなる事項をどのように表示すべきかという基準を一般に對して明らかにすることとしております。

第二は、この表示の標準に従わない製造業者、販売業者等に対しして、これに従ふべきことを指示することとあります。これは、品質の表示というよりな問題につきましては、罰則による強制に至る前の段階で、いわば誘導ないし指導という形で問題の解決をはかるのが妥当であらうという趣旨に基づいてあります。

第三は、こうした誘導ないし指導によつては問題の解決ができない場合には、表示に關しまして、命令ができることとあります。

その一つは、表示をいたしません場合には、表示の標準に定められましたものより表示をすべきかという基準に従ふべき旨の命令ができることとあります。この段階では、表示を強制するものではなく、表示をするかどうかは製造業者、販売業者等の意思にまかされておりますが、表示をする場合には、表示の標準に定められました一定の基準に必ず従ふべきこととなるわけでありまして、

いま一つは、生活必需品たる家庭用品につきましては、特に一般消費者の利益を保護する必要性が高いことにかんがみまして、表示の標準で定められた表示すべき事項を表示したものでなければ販売できない旨の命令ができることとあります。

この場合、製造業者、販売業者等の行なう自主的な表示にゆだねておいては、適正な表示が期待できないときは、通商産業大臣またはその認可を受けた検査機関等が表示をしたものでなければ販売できない旨の命令もできることとしております。

これらの命令は、製造業者、販売業者等に負担が加はることにかんがみまして、その発動要件を厳格にすることと、運用上も特に慎重な配慮を加えることとしております。

第四に、以上の表示の標準を定めた場合には、その誤りなきを期するため、通商産業省に、家庭用品品質表示審議会を設けまして、これに諮問しな

その他、家庭用品の品質の適正な表示を確保いたしますために、一般消費者からの苦情の申出制度を設けるほか、所要の規定を整備いたしてあります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同下さいませようお願い申し上げます。

工業用水法の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年における工業生産の発展に伴い、大工業地帯における工業用地下水のくみ上げ量が増加し、それがその地帯の地盤の沈下等の種々の障害を誘発していることは、あらためて申し上げる必要もないことであります。地下水は、それ自体としては、良質、低温、低廉という好条件を備えたものであり、自然的に地下水脈に補給されている水量の限度内において適正に地下水を採取することは、地下水資源の有効利用という見地からは、むしろ奨励すべき事柄であります。工業の発展に伴い、ややもすれば地下水の過度くみ上げを招くこととなりやすいこともまた事実であります。

現に、東京、大阪等の大都市においては、工業用地下水及び建築物用地下水の過度くみ上げによつて、異常な地盤沈下を招来しているものであります。昭和三十一年工業用水法を制定して地盤沈下地帯等における新規の工業用地下水のくみ上げを規制するとともに、既存の井戸についても工業用水道を重点的に整備することによつて地下水から工業用水道への水源転換を促進してきたのであります。

しかしながら、昨年版神地方を襲った第二号台風による甚大な被害の発生を契機として、建築物用地下水の採取の規制に関する立法措置と工業用水法による規制の強化を求める声が強くなりつつあるとあります。

特に工業用水法については、既設井戸をそのまま存続することを許す現行法は、地盤沈下の防止対策としては必ずしも万全ではないとの主張が広く唱えられるに至ったのであります。

国民の生命財産の保護のためには、地盤の沈下の防止を最重点に取り上げなければならぬことはいうまでもありませんが、同時に井戸のくみ上げ規制の強化は、国民の権利に対する重大な制限となるのでありまして、政府といたしましては、この点に慎重な検討を続けて参ったのであります。

地盤の沈下の防止を一そう効果的なならしめるためには、現行工業用水法を一部改正する必要があるとの結論に達しましたので、このたび法律案を提案することとしたのであります。

この法律案の主たる内容は、次の通りであります。

第一に、現行工業用水法では地盤沈下の防止は、いわば副次的な目的とされているのでありますが、これを工業の健全な発達と並べて主目的として規定することとしたのであります。

第二に、許可を受けなければならぬ井戸の範囲を拡大したのであります。現行工業用水法では揚水機の吐出口の断面積が二十一平方センチメートル以下のものは規制の対象とならなかったものでありますが、吐出口の断面積が六平方センチメートルをこえるものは許可を受けなければならぬ、新規に使用できないこととしたのであります。

第三に、既設の井戸に対する規制を強化し、一定期間経過後は、技術上の基準に適合しない既設の井戸は、その使用を原則として禁止することとしたのであります。この一定の期間すなわち既設井戸からの転換の時代は、代替水源としての工業用水道が給水を開始してから一年を経過したときとし、必要最小限の転換準備期間を置くことにより企業の活動を不当に圧迫しないよう配慮を加えております。

四法案についての質疑は、後日に譲ることとしたのであります。

次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後四時十六分散会

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「自主的に事業活動を調整する」を「その営む事業の改善発達を図る」に、「及びその経営の安定」を並びにその「経営の安定及び合理化」に改める。

第八条第二項中「一 会員たる商工組合の下に（一）会員が商工組合連合会である場合にあっては、その会員たる商工組合」を加える。

第九条を次のように改める。

第九条 商工組合は、一又は二以上の都道府県の区域を地区とする場合に限り、設立することができ、

ただし、市町村又は特別区の区域内の市街地における一定の地域において小売業又はサービス業に属する事業を営む中小企業者のすべてが加入することができ、

となつており、かつ、これらの事業を営む者以外の者が加入することができないこととなつて、

商工組合（以下「商店街組合」という。）を設立する場合その他の場合にあって、政令で定めるところに

より主務大臣の承認を受けたときは、特別の地域を地区とすることができる。

第十条ただし書を次のように改める。

ただし、商店街組合の地区と商店街組合以外の商工組合の地区とは、重複することを妨げない。

第十一条「第九条に掲げる事態を克服するため必要がある場合において」を削る。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条 商工組合連合会は、次の各号に掲げる場合に限り、設立することができる。

一 資格事業の種類の一部又は一部が同一である商工組合（商店街組合を除く）が、その同一である資格事業について、全国を地区として、商工組合連合会を設立する場合

二 商店街組合が、その地区の属する一の市若しくは特別区又は近接する二以上の市町村若しくは特別区の区域を地区として、商工組合連合会を設立する場合

三 前号の規定により設立される商工組合連合会が、全国を地区として、商工組合連合会を設立する場合

第十四条 削除

第十五条ただし書を次のように改める。

ただし、第十三条第二号の規定により設立される商工組合連合会の地区と同条第三号の規定により設立される商工組合連合会の地区及びこれらの地区と同条第一号の

規定により設立される商工組合連合会の地区とは、重複することを妨げない。

第十六条中「商工組合」の下に「又は商工組合連合会」を加える。

第十七条第一項各号を次のように改める。

一 資格事業に関する指導及び教育

二 資格事業に関する情報又は資料の収集及び提供

三 資格事業に関する調査研究

四 その商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行なわれているため、その中小企業者の事業活動に関する取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となつており、又はなるおそれがある場合における次に掲げる制限

イ 組合員が生産（加工を含む）以下この項において同じ。）をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱の数量若しくは販売若しくは引渡しの方法に関する制限、

その物の生産の設備に関する制限、その物の原材料の購買若しくは引取りの数量若しくは方法に関する制限、その物の販売価格若しくは加工賃の制限又はその物の原材料の購買価格の制限

ロ 組合員が販売をする資格事業に係る物の種類若しくは販売の数量若しくは方法に関する制限、その物の購買の数量

八 組合員が提供をする資格事

ニ
イからハまでに掲げる制限

価の引下げ、能率の増進その他

イ 組合員が生産をする資格事

組合員が販売をする資格事

ハ 組合員が提供をする資格事

前各号の事業に附帯する事業

事業者台帳の作成)

商工組合の組合員たる資格を有

調整事業」という。)を「第十七条

「合理化事業」という。）に改め、

十九条中「各号」の下に「(合理化

五三三

二 組合員が生産（加工を含む）。

料若しくは役務に係る資材の購

合に限る。又は技術的理由によ

場合において、その認可の申請に

るときは、中小企業安定審議会に

第二十一条中「第十九条各号」を

第二十四条の見出しを「(制裁)」に

1000

二 合理化事業に係るものにあつ

第二十九条中「調整事業」を「安定

のとする。

二 資格事業に関する指導及び教

料の収集及び提供

六 會員たる商工組合が行なう合

第二十三条中「第十九条」を「第十

第三十四条中第一項を削り、第二

「組合員」に改める。

る。

る。

ずつ繰り上げ、同条中第三項を削

の事業を行なうものは」を「非出資組合は」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定により非出資組合が事業年度中途において出資組合に移行する場合における法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定の適用については、その事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第四十六條第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資組合が非出資組合に移行する場合における所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、法人税法及び地方税法の規定の適用については、その出資組合は、非出資組合に移行した時において解散したものとみなす。

第五十三條第二項中「第四十六條第二項を」第四十六條第三項に改める。

第五十四條中「第三十四條第二項を」第三十四條第一項に改める。

第五十五條第一項中「要件を備える」を「要件を備え、かつ、安定事業を実施している」に、「第九條」を「第十七條第一項第四号」に、「同条を」同条に改め、同条第三項中「第三十四條第二項ただし書」を「第三十四條第一項ただし書」に改め、同条

第五項中「調整事業を」安定事業に改め、「同条第六項中」調整事業を」安定事業に改め、「過剰金」の下に「その他の制裁」を加える。

第五十六條中「要件を備える」を「要件を備え、かつ、安定事業を実施している」に、「第九條」を「第十七條第一項第四号」に、「同条」及び「第十七條第一項第一号から第七号まで」を「同条」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第五十六條の二 主務大臣は、前条各号に掲げる要件を備え、かつ、第十七條第一項第五号の規定による組合員が生産(加工を含む)。以下この条において同じ。を有する資格事業に係る物の規格に関する制限を実施している商工組合の組合員たる資格を有する者であつて組合員以外のものの事業活動がその地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の合理化(以下この条において単に「経営合理化」という。)を達成するのに著しい障害となつており、又はその商工組合の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては経営の合理化を達成することができず、若しくはその方法によることが経営の合理化を達成するのに適當でないと思われる場合において、このように状態が継続することは、経営の合理化の達成に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参

酌して、その商工組合の組合員が生産をする資格事業に係る物の規定に関する制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

第五十七條中「要件を備える」を「要件を備え、かつ、第三十一條第五号の事業を実施している」に改め、営む者であつてその会員たる商工組合の下に「安定事業を実施しているものに限る。以下この条において同じ。」を加え、「第九條」を「第十七條第一項第四号」に、「同条」及び「第十七條第一項第二号から第七号まで」を「同条」に改め、同条第一号中「前条第一号を」第五十六條第一号に改め、同条の次に次の一項を加える。

第五十七條の二 主務大臣は、次に掲げる要件を備え、かつ、第十七條第一項第五号の規定による組合員が生産(加工を含む)。以下この条において同じ。を有する資格事業に係る物の規格に関する制限に係る第三十一條第六号の事業を実施している商工組合連合会の地区内において資格事業を営む者であつてその会員たる商工組合(第十七條第一項第五号の規定による組合員が生産をする資格事業に係る物の規格に関する制限を実施しているものに限る。以下この条において同じ。の組合員以外のもの若しくはその地区内において資格事業を行なう第十一條第二号に掲げる団体であつてその会員たる商工組合の組合員以外のものの事業活動がその地区内において資格事業を

営む中小企業者の全部若しくは大部分の合理化(以下この条において単に「経営の合理化」という。)を達成するのに著しい障害となつており、又はその商工組合連合会の会員たる商工組合の全部若しくは大部分が組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつては経営の合理化を達成することができず、若しくはその方法によることが経営の合理化を達成するのに適當でないと思われる場合において、このように状態が継続することは、経営の合理化の達成に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その総合調整規程の内容を参酌して、その会員たる商工組合の組合員が生産をする資格事業に係る物の規格に関する制限を定め、その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行なう同号に掲げる団体に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 会員たる商工組合のすべてが第五十六條第一号の要件を備えていること。

二 その地区内において資格事業を営む者及びその地区内において資格事業を行なう第十一條第二号に掲げる団体の総数の三分の二以上が会員たる商工組合の組合員となつていないこと。

第五十九條第一項及び第二項中「第五十六條又は第五十七條」を「又は第五十六條から第五十七條の二」に改め、

第六十一條中「第五十六條若しくは第五十七條を」若しくは第五十六條から第五十七條の二までに改める。

第六十四條及び第六十五條中「第五十六條又は第五十七條」を「第五十六條から第五十七條の二まで」に改める。

第六十六條第二号中「第五十六條若しくは第五十七條を」第五十六條から第五十七條の二までに改め、同条を同条第三号とし、同条第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 第十七條の二第一項の規定による事業者台帳の作成若しくは管理に係る事務に従事する商工組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

第六十八條中「第五十六條若しくは第五十七條」を「第五十六條から第五十七條の二」に改める。

第六十九條第一項中「第九條又は」を削り、同条第二項中「商工組合」の下に「若しくは商工組合連合会」を加える。

第七十條第一項中「第五十六條、第五十七條又は第五十八條」を「第五十六條から第五十八條まで若しくは第九十三條の二」に改め、同条第二項中「第五十六條若しくは第五十七條を」第五十六條から第五十七條の二までに改める。

第七十三條第一項中「調整事業」を「安定事業及び合理化事業並びにこ

これらの総合調整に関する事業」に改め、同条第二項第二号中「第五十六條、第五十七條又は第五十八條」を「又は第五十六條から第五十八條まで」に改める。

第九十條第一項中「第十七條第一項第二号、第四号、第六号若しくは第七号に掲げる」を「第十七條第一項第四号に掲げる制限のうち組合員が生産（加工を含む）若しくは販売をする資格事業に係る物若しくは組合員が提供をする資格事業に係る役務の販売価格、加工賃若しくは提供価格の制限又はその物、その物の原材料若しくは役務に係る資材の購入価格」に改め、同条第二項中「第五十六條若しくは第五十七條」を「若しくは第五十六條から第五十七條の二まで」に改め、同条第四項中「第十九條各号」を「第十九條第一項各号」に改める。

第九十一條第一項中「会員たる商工組合」の下に「（会員が商工組合連合会である場合に於ては、その会員たる商工組合）を加える。

第九十三條の次に次の一條を加える。

（事業停止命令）

第九十三條の二 主務大臣は、第五十六條から第五十八條までの規定による命令に係る地区内において資格事業を営む者又はその地区内において資格事業を行なう第十一條第二号に掲げる団体がこれらの規定による命令に違反したときは、一年以内の期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第九十六條第一項第四号中「若しくは第五十六條」を「第五十六條若しくは第五十六條の二」に改め、「第五十七條の二」を加える。

第九十七條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第九十七條第二号中「第五十六條又は第五十七條」を「第五十六條から第五十七條の二まで」に改める。

第九十七條の次に次の一條を加える。

第九十七條の二 第九十三條の二の規定による事業の停止の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十八條中「第五十六條、第五十七條又は第五十八條」を「第五十六條から第五十八條まで」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行の際現に存する商工組合であつて、一又は二以上の都道府県の区域以外の地域を地区として認めているものは、その地域を地区とすることについて改正後の第九條ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

（地方税法の改正）

第三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第八号及び第三百四十八條第二項第十一号の二中「並びに商工組合及び商工

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行の際現に存する商工組合であつて、一又は二以上の都道府県の区域以外の地域を地区として認めているものは、その地域を地区とすることについて改正後の第九條ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

（地方税法の改正）

第三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第八号及び第三百四十八條第二項第十一号の二中「並びに商工組合及び商工

組連合会であつて中小企業団体の組織に関する法律第十七條第一項（同法第三十三條において準用する場合を含む。）を、商工組合であつて中小企業団体の組織に関する法律第十七條第一項第四号及び第五号に規定する事業のみを行なうもの並びに商工組合連合会であつて同法第三十一條第五号及び第六号に改め、同条第四項中「又は商工組合連合会に係るもの」にあつては、中小企業団体の組織に関する法律第十七條第一項（同法第三十三條において準用する場合を含む。）を「に係るもの」にあつては中小企業団体の組織に関する法律第十七條第一項第四号及び第五号に規定する事業に使用する部分を除き、商工組合連合会に係るものにあつては同法第三十一條第五号及び第六号」に改める。

理 由

中小企業の組織化を促進し、その経営の合理化を図るため、商工組合の設立について不況事象の存在を要しないこととするともに、その事業に経営の合理化のために組合員の事業活動の制限を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三條中「若しくは輸出契約」を「により受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）輸出者が保険契約の締結後生じた第一号から第七号までの一に該当する事由によつて輸出契約」に、「当該損失」を「これらの損失」に、「又は輸出者が保険契約の締結後生じた左の各号」を「又は輸出者が保険契約の締結後生じた第一号から第七号まで」に改め、同条に次の二號を加える。

八 輸出契約の相手方が外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）である場合において、当該相手方が当該輸出契約を一方的に破棄したことが又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により輸出者が当該輸出契約を解除したこと。

九 輸出契約の相手方の破産

第十四條の二第二項第一号中「外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）を「外国政府等」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理 由

輸出貿易の振興を図るため、普通輸出保険の担保危険を拡大して新たに外国政府等が輸出契約を一方的に破棄することによつて輸出することができなくなること等により受ける損失をてん補する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

家庭用品品質表示法案

（目的）

第一條 この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で「家庭用品」とは、次に掲げる商品を用いる。

一 一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの

二 前号の政令で定める繊維製品の原料又は材料たる繊維製品のうち、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、同号の政令で定める繊維製品の品質に関する表示の適正化を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの

2 この法律で「製造業者」とは、家庭用品の製造又は加工の事業を行なう者をいい、「販売業者」とは、家庭用品の販売の事業を行なう者をいい、「表示業者」とは、製造業者又は販売業者の委託を受けて家庭用品に次条の規定により告示された同条第一号に掲げる事項を表示する事業を行なう者をいう。

七

(表示の標準)

第三条 通商産業大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

- 一 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

(指示等)

第四条 通商産業大臣は、前条の規定により告示された同条第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同条の規定により告示された同条第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者があるときは、当該製造業者、販売業者又は表示業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の指示に従わない製造業者、販売業者又は表示業者があるときは、その旨を公表することができる。

(表示に関する命令)

第五条 通商産業大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、製造業者、販売業者又は表示業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示

事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。

第六条 通商産業大臣は、生活必需品又はその原料若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されていなくても、販売がなされておき、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に関し、現に前条の規定による命令をしていない場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなければならぬ。

第七条 通商産業大臣は、前条第一項に規定する場合において、製造業者、販売業者又は表示業者によつては当該家庭用品に係る表示事項を適正に表示することが著しく困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品については、通商産業大臣が表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

第八条 前条の規定の適用については、家庭用品ごとに、通商産業大臣の認可を受けた者のした当該表示事項の表示は、同条の規定によ

り通商産業大臣がしたものとみなす。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請をした者が、当該申請に係る家庭用品の品質を識別する能力があり、かつ、同項に規定する表示を公正に行なう者であると認めるときは、その者が次の各号の一に該当する場合を除き、同項の認可をしなければならない。

- 一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 次項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

3 通商産業大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

4 第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品の品質を識別するには、通商産業省で定める方法によらなければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品について表示事項を表示する場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてしなければならない。

(命令の変更又は取消し)
第九条 通商産業大臣は、第五条から第七条までの規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は

消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(通商産業大臣に対する申出)
第十条 何人も、家庭用品の品質に関する表示が適正に行なわれていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、通商産業大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三条から第七条までに規定する措置その他適当な措置をとらなければならない。

(家庭用品品質表示審議会)

第十一条 通商産業省に、家庭用品品質表示審議会を置く。

第十二条 家庭用品品質表示審議会(以下「審議会」という。)は、通商産業大臣の諮問に応じ、家庭用品の品質に関する表示の適正化に関する重要事項を調査審議する。

2 通商産業大臣は、第三条の規定により表示の標準となるべき事項を定め、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

第十三条 審議会は、委員三十人以上で組織する。
第十四条 委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

第十五条 委員の任期は、二年とする。

第十六条 委員は、非常勤とする。

第十七条 前六条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(手数料)

第十八条 通商産業大臣に第七条の規定による表示をすることを求めようとする者は、同条の規定による命令に係る家庭用品の価格の百分の一をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 第八条第一項の認可を申請する者は、一万円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(報告及び立入検査)

第十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(権限の委任)
第二十条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項

は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に行なわせることができる。

(罰則)

第二十一条 第五条から第七条までの規定による命令又は第八条第五項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第八条第四項の規定に違反した者

二 第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(罰則規定)

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 繊維製品品質表示法(昭和三十一年法律第六十六号)は、廃止する。

3 通商産業大臣は、旧繊維製品品質表示法第七条の規定により繊維製品品質表示審議会に諮問した事項については、この法律の施行後一月間は、第十二条第二項の規定

にかかわらず、家庭用品品質表示審議会に諮問することを要しない。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中繊維製品品質表示審議会の項を削り、制賦販売審議会の項に次のように加える。

家庭用品品質表示審議会
家庭用品の品質に
関する表示の適正
化に関する重要事
項を調査審議する
こと。

理由

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

工業用水法の一部を改正する法律案

工業用水法の一部を改正する法律案

工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「発達に寄与し、あわせて」を「発達」とに改める。

第二条第一項中「二十一平方センチメートル」を「六平方センチメートル」に改め、「及び河川附近の土地」を削る。

第三条第二項中「工業の用に供するため」及び「きわめて」を削る。

第五条第一項中「認めるときは、許可をしなければならぬ。」を「認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。」に改め、同条第二項中「前項に規定する場合のほか」を「前項の規定にかかわらず」に、「合理的な利用」を「保全」に、「許可をする」を「同項の許可をする」に改める。

第六条第一項中「その地域内の井戸の下に」であつてそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを「を」に加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「指定地域となつた日から」の下に「起算して」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一 地域が指定地域となつた際現にその地域内の井戸であつて前項に規定するもの以外のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その地域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能量その他のその地域における工業用水道の状況、その工業用水道の供給事情を勘案して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日から起算して一年間限り、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

第六條に次の一項を加える。

5 前条第一項の通商産業省令を改正する通商産業省令が施行された場合において、その改正に係る指定地域内に、第三条第一項の許可を受けた井戸(以下「許可井戸」といふ)は、第二項の規定による許可井戸を除く。であつて改正後の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないこととなるものがあるときは、当該許可井戸に係る同項の許可は、その指定地域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能量その他のその指定地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘案して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日から起算して一年を経過した時にその効力を失ふ。

第七條第一項中「(以下「許可井戸」といふ)」を削る。

第八條第二項中「合理的な利用」を「保全」に改める。

第十一條第二号中「二十一平方センチメートル」を「六平方センチメートル」に改める。

第十四條を次のように改める。

(使用者に対する緊急措置)

第十四條 通商産業大臣は、予想することができなかつた特別の事情の発生により指定地域における地下水の水源の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、使用者に対し、相当の期間を定めて、許可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずることができ。

第二十四條及び第二十五條第一項中「指定地域における地下水の水源

の合理的な利用を確保するために」を「この法律を施工するために」に改める。

第二十五條の次に次の一条を加える。

(国等の援助)

第二十五條の二 国及び地方公共団体は、許可井戸に代えて工業用水道を利用するための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

第二十八條第二号中「第十三條」の下に「又は第十四條」を加える。

第二十九條第一号中「第六條第二項」を「第六條第三項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に工業用水法(以下「法」といふ)第三条第一項に規定する指定地域内において、改正後の法第二条第一項の井戸(以下「井戸」といふ)であつて揚水機の吐出口の断面積が二十一平方センチメートル以下のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に法第三条第一項に規定する指定地域内において、河川法(明治二十九年法律第七十一号)により河川附近の

土地の区域内の井戸（前項に規定するものを除く。）であつてそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が法第五条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に法第三条第一項に規定する指定地域内において、河川法による河川附近の土地の区域内の井戸（附則第二項に規定するものを除く。）であつて前項に規定するもの以外のものにより地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その指定地域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能量その他のその指定地域における工業用水道による工業用水の供給事情を勘案して通商産業省令で定める地域ごとに通商産業省令で定める日から起算して一年間限り、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

5 改正後の法第六条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定により法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者に準用する。この場合において、改正後の法第六条第三項中「その地域が指定地域となつた日」とあるのは、「工業

用水法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第 号）の施行の日」と読み替へるものとする。
6 前項において準用する改正後の法第六条第三項の届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

理由

工業の用に供するために地下水を採取することにより生ずる地盤の沈下を一層効果的に防止するため、許可を受けなければならぬ井戸の範囲を拡大し、指定地域における既設の井戸に対する規制を強化するとともに、工業用水道への転換のため必要な施設の設置又は改善について国及び地方公共団体が援助をする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。